

# 令和8年度安芸市放課後児童クラブのご案内 (安芸・土居・土居第2・井ノ口)

## ●令和8年4月入会

令和8年1月13日（火）申請期限

## ●長期休暇（夏・冬・春休み）期間のみの入会 長期休暇開始の1か月前までが申請期限 例：夏休み初日が7月22日の場合、夏休み入会の申請期限は6月22日です

※新1年生は、4月1日から入学式前日までは半日利用となります。（学童保育での集団生活に慣れていただく期間の為。保護者の就労状況等によって相談をお受けします。）

※入会についてのお問合せ、申込先は 安芸市教育委員会 生涯学習課（電話35-1020）です。

※事前に放課後児童クラブを見学できますので、生涯学習課までお問い合わせください。

この案内には放課後児童クラブの入会に関わる重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。  
また、申請後や入会決定後も大切に保管してください。

## 1. 放課後児童クラブとは

保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

## 2. 名称及び開設場所

(1) 安芸放課後児童クラブ	安芸市久世町4番13号（安芸第一小学校東体育館内）	電話35-7989
(2) 安芸第2放課後児童クラブ	安芸市久世町4番13号（安芸第一小学校北校舎内東側）	電話37-9127
(3) 土居放課後児童クラブ	安芸市土居1097番（土居小学校南舎1階）	電話35-2235
(4) 土居第2放課後児童クラブ	安芸市土居1097番（土居小学校 敷地内）	電話35-1510
(5) 井ノ口放課後児童クラブ	安芸市井ノ口乙81（井ノ口小学校特別教室棟1階）	電話37-9870

※川北学童保育所（安芸市川北甲2559-4 電話34-1001）への入所については、  
生涯学習課にお問合せください

## 3. 対象児童及び定員

放課後児童クラブ右欄の小学校入学児童で、保護者が就労等（※1参照）により、昼間家庭において児童の健全な育成を行うことができないと認められる児童。

放課後児童クラブ	小学校	運営団体
安芸放課後児童クラブ	安芸第一小学校	安芸市
安芸第2放課後児童クラブ	安芸第一小学校	にじいろ児童クラブ運営委員会（※2参照）
土居放課後児童クラブ	土居小学校	安芸市
土居第2放課後児童クラブ	土居小学校	安芸市
井ノ口放課後児童クラブ	井ノ口小学校	井ノ口学童保育所運営委員会（※2参照）

※1 「就労等」とは、次の①から⑥の状況にあることを指します。

- ① 就労、② 疾病・負傷・障害等、③ 出産前後、④ 親族の介護（看護）、⑤ 求職活動、  
⑥ その他①から⑤に類する状況

※2 保護者は、入会と同時に各運営委員会の構成員になります。

※長期休暇期間：空き状況や必要な支援体制の確保等ができる場合、校区外の児童も入会可能

#### 4. 活動内容

平常時は、宿題・おやつ・自由遊び、長期休暇時は平常時の活動に加えて、出前講座、その他自主性・社会性・創造性等を培う体験活動等（※3参照）を行います。

※3 例) 木工作品作り、貝殻クラフト作りなど外部講師による体験学習や工作、DVD鑑賞、絵本の読み聞かせ等



出前講座の風景【安芸】



外遊びの風景【土居】

#### 5. 開所期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 6. 開所時間

放課後児童クラブ	月～金曜日	土曜日（※4参照）	長期休暇期間・代休日
安芸放課後児童クラブ	下校時～18時	8時30分～16時30分	8時～17時30分
安芸第2放課後児童クラブ	下校時～18時	8時30分～16時30分	8時～17時30分
土居放課後児童クラブ	下校時～18時	8時30分～16時30分	8時～17時30分
土居第2放課後児童クラブ	下校時～18時	8時30分～16時30分	8時～17時30分
井ノ口放課後児童クラブ	下校時～18時	8時～16時	8時～18時

※4 安芸・安芸第2・土居・土居第2・放課後児童クラブ：第2・第3土曜日のみ開所

井ノ口放課後児童クラブ：第1土曜日のみ開所

#### 7. 休所日

- (1) 日曜日と、開所日以外の土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日
- (4) その他、災害、学級閉鎖等、市長が特に必要であると認めたとき

## 8. 費用等

利用にかかる費用は児童1人につき下記(1)(2)のとおりです。

納入方法：指定口座への振込（振込手数料は保護者負担）

納入期限：前月末日

※途中入会や長期休暇入会の場合、金額が異なる可能性があります。

(1) 育成費（おやつ代等） 年度途中に変更する可能性があります

安芸・安芸第2 月2,000円（8月分のみ4,000円）

土居・土居第2 月2,000円（8月分のみ4,000円）

井ノ口 月2,000円

※日割りはありません。その他必要な費用については、その都度別途徴収します。

例) 折り紙などの文具や工作などに用いる材料費

(2) 保険料 年額800円（月割り・日割りはありません）

補償対象	放課後児童クラブ管理下におけるケガ
保険金	死亡…2,000万円 後遺障害…3,000万円 入院保険金日額…4,000円（1日目より） 通院保険金日額…1,500円（1日目より）
保険会社	公益財団法人 スポーツ安全協会

## 9. 入会申請について

(1) 入会の申請に必要な書類

① 安芸市放課後児童クラブ入会許可申請書

- ・兄弟姉妹でお申込みの場合でも、児童1人ずつ申請してください。
- ・配慮が必要な児童については、申請書裏面の「児童の性格・くせ等」の欄に、配慮が必要な事項について具体的にご記入ください。

② 就業証明書又は状況等報告書

保護者それぞれの提出が必要です。必要に応じてコピーして使用してください。

- ・「就業証明書」 …会社員などに雇用されている方
- ・「状況等報告書」 …自営業（農業含む）など雇用者以外の方
- ・その他の添付書類が必要な方は、合わせてご提出ください。
- ・兄弟姉妹でお申込みの場合は、1部の提出でかまいません。

※保育入所申請に添付する証明のコピーでもかまいません。

③ 個人情報に関する同意書

④ その他

- ・疾病及び障害等により保育に関し配慮が必要な児童については、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳がある場合はその写しを、ない場合は医師の診断の写しをご提出ください。

- ・その他必要な書類がある場合は、生涯学習課から連絡します。

※添付書類の提出が遅れる場合は、生涯学習課にご相談ください。

※申請書は、生涯学習課、各放課後児童クラブに置いています。また、安芸市ホームページからダウンロードすることができます。

## (2) 申請受付期間

① 令和8年4月から入会

申請期限：令和8年1月13日（火）

②長期休暇期間中のみの入会

随时申請受付 申請期限：各長期休暇開始1か月前までに申請してください。

例：夏休み初日が7月22日の場合、夏休み入会の申請期限は6月22日です。

土日祝日の場合は翌平日が締切です。

※空き状況や必要な支援体制の確保等ができる場合のみ、校区児童、校区外児童が

入会できます。

③年度の途中から入会

申請の受付は随时行います。結果の決定については、受付から2週間程度かかります。

## (3) 申込み先

安芸市教育委員会 生涯学習課 生涯人権学習係（安芸市役所3階）

〒784-8501 安芸市土居82番地1 電話番号0887-35-1020

## 10. 入会審査及び決定について

### (1) 入会審査

- ・申請書の記載事項、提出された証明書等の添付書類により、入会要件を満たしているかどうかの審査を行います。記入事項は正確にご記入ください。
- ・記入事項に虚偽が認められた場合は、入会決定後でも取り消すことがありますので、ご注意ください。
- ・必要に応じて、確認の連絡や追加で書類を提出していただく場合があります。

### (2) 入会決定

入会の決定は、「安芸市放課後児童クラブ入会許可通知書」により通知します。

4月入会、途中入会、長期休暇入会にかかわらず定員超過や必要な支援体制の確保ができない等によって、入会をお待ちいただくことがあります。待機となる場合は、事前に連絡いたします。

入会児童の退会等により受け入れが可能となった場合は、改めて生涯学習課から連絡し、その時点での就労状況等で再度審査し、入会決定を行います。

### 申込み・問合せ先

○安芸市教育委員会 生涯学習課 生涯人権学習係

〒784-8501 安芸市土居82番地1 電話番号 0887-35-1020 FAX 0887-35-1051